

# いじめ防止にかかわる講演会・シンポジウムを開催して

—いじめ防止対策推進法以降の教職科目「生徒指導」—

藤女子大学 教授 太田 眞

はじめに

平成 25 年 11 月 9 日・10 日、日本生徒指導学会第 14 回大会が京都市立堀川高等学校を会場に開催された。開会式に続く講演では、大阪弁護士会弁護士の横山 巖氏が「学校の今を見つめる—大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会報告書を読み解く—」をテーマに話された。講師の横山氏は、大津市立中学校におけるいじめに関する第三者委員会委員長として調査に当たり、大津市長からの委嘱状を受けてから約 5 か月後の平成 25 年 1 月 31 日に詳細な調査報告をまとめた。

これまでにいじめにかかわる多くの事件が発生し、自死に至ったケースも数多く報告されているが、事実経過の報告は曖昧になっていることが多い。そのなかで、大津市の中 2 男子生徒の自殺で発足した第三者委員会は、今後の第三者委員会の在り方を考えるモデルとして、設置当初から大きな注目を浴びた。

大津市立中学校いじめ事件の後、国は平成 25 年 6 月「いじめ防止対策推進法」を制定し、これまでのいじめ事件に対する対応の反省と社会総がかりでいじめに向き合う姿勢を示した。

本報告の藤女子大学講演会・シンポジウムは、「いじめと向き合う—意識改革—」をテーマにして、平成 26 年 7 月 16 日土曜日の午後本学を会場に開催し、全道各地から 120 名が参加した。

## 1 「講演会・シンポジウム」の開催に至るまで

日本生徒指導学会での横山 巖氏の講演を拝聴し、本学学生にぜひ聞かせたいとの思いから、一地方の大学生向けの講演が可能なのかどうかを、不躰にも学会当日の懇親会の席で横山氏にお聞きした。横山氏からは日程さえ合えば協力したいという回答を得、早速、講演会の開催について学部長や関係者と協議した。

大学当局は積極的に開催を支持してくれることになった。この講演会の対象については学内の学生はもちろんのこと、広く道民・市民に開放することや本学学生の授業に影響の少ない土曜日午後の開催とすることなど、基本線が確認された。

筆者としては、講演会及びシンポジウムの司会や進行係を学生に担当させること、シンポジストの一人として学生にも参加させることを当初の企画書で示したが、残念ながら学部長の了解がとれなかった。この事業は、授業の一環ではなく、藤女子大学主催の講演会・シンポジウムであるから、講師やシンポジストに失礼があっては困るというのが最大の理由であった。

4 月当初には横山氏の内諾を受け、正式に学長名で依頼した。また、北海道教育委員会が平成 26 年 4 月に「北海道いじめの防止等に関する条例」を施行したことから、それについての説明を学校教育局生徒指導・学校安全グループのいじめ問題対策チーム主幹佐藤裕之氏に依頼した。6 月中旬には開催要項が完成し、関係機関への周知を行った。

新聞社へ事業概要の掲載を依頼したほか、全道市町村教育委員会、全道高等学校、石狩管内中学校及び札幌市内小・中学校に開催要項を郵送した。

## 2 国の「いじめ防止対策推進法」と「北海道いじめの防止等に関する条例」

昭和 61 年の東京都中野区富士見中学の 2 年男子いじめ自殺、平成 6 年の愛知県西尾市の中 2 男子の自殺、北海道滝川市の小 6 女児の自殺などいじめが大きな社会問題となったが、有効な手立てが打てずに大津市のいじめ自殺事件（平成 23 年）が起きた。

中野区富士見中学いじめ自殺事件では、中学教師がいじめに加担したし、平成 18 年の福岡中 2 いじめ自殺事件でも教師がいじめに加担したといわれている。そして、大津市中 2 いじめ自殺事件では、自殺した生徒からいじめ相談をされていた担任が適切な対応をとらなかったことが問題とされた。

今般、国が制定した「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 6 月）には、国、地方公共団体、学校それぞれがすべきことが示されている。国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときやなすべきことをなさない場合には、国又は公共団体が、これを賠償する責任があることや不法行為に基づく民法上の損害賠償へと発展する可能性が高くなった。

また、地方公共団体がすべき施策としては、「地域基本方針の策定」「いじめ問題対策連絡協議会の設置」「第 14 条 3 項に規定する教育委員会の附属機関の設置」があり、地域基本方針は首長や議員も関与する条例の形で定めることが望ましいとされている。

さらに、学校がすべきこととしては、「学校いじめ防止基本方針の策定」で、全ての学校に策定義務があるとしている。そして、策定するだけでなく公開することも求められている。また、いじめ防止のための実効性のある組織の構築や具体的対応として、未然防止・早期発見・対処が求められている。

北海道では国のいじめ防止対策推進法を受けて、平成 26 年 4 月に「北海道いじめの防止等に関する条例」を制定した。条例は、いじめ防止等のための対策を総合的、効果的に進め、児童生徒の尊厳を守るとともに、児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境をつくることを目的としている。この条例の策定により、行政機関はもとより学校、家庭、地域、関係機関におけるそれぞれの役割に応じた取組を推進することになった。

これで法的整備が進んだといえるが、そのことで、国も地教委も学校も安心してはならず、ここからが授業や行事などすべての教育活動で教職員全員の対応、行動が求められる。

## 3 これからの教職課程科目「生徒指導」の進め方

文部科学省は大学に教職課程の認定にあたり、その教育課程及び教員組織については、免許状の種類ごとに、詳細に基準を定めている。中学校・高等学校教諭では、「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」を大学に置くことを規定している。

本学では前期「生徒指導（進路指導を含む）」（2 単位）、後期「教育相談」（2 単位）を設定している。科目「生徒指導」では、生徒指導の基礎的な概念を整理し、その範囲を明らかにしながら生徒指導が教育全領域で展開されるものであることを認識し、実践的なあり方を身につけることとしている。テキストは「生徒指導提要」（文部科学省）を

使用し、具体的事例をもとに考察している。

また、科目「教育相談」では、生徒一人一人の発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るものであることから、教師をめざす学生が教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む)の理論及び方法の基礎を学び、資質の向上を図ることを目標としている。科目「生徒指導」と同じくテキストは「生徒指導提要」(文部科学省)を使用している。

「いじめ防止対策推進法」以降の教職科目「生徒指導」及び「教育相談」においては、今後、次の事項をシラバスの盛り込み、指導方法や内容の改善を図っていきたい。

- ① 各学校はこれまでの取組を見直し、子どもたちの声を聞き、保護者の意見に耳を傾け、地域や関係機関と連携を図りながら生徒指導について問い直す必要がある。学校が閉鎖性を打破し、自らを外に開くことが要請されていること。
- ② これまでは組織的な取組という点で不十分であり、担任の抱え込みから事態が深刻化してしまったことが多かった。今後は学校全体で対応することが求められており、心理や福祉の専門家等との連携の重要性も指摘されていること。
- ③ 教職員と家庭・保護者がサポーターではなく、パートナーの関係を築くことも求められている。相互に尊重し合い、「子どもの危機は社会の問題」の認識を共有することが大切であることも指摘されていること。

#### 4 「講演会・シンポジウム」の概要

##### (1) 開催のねらい

平成26年4月に「北海道いじめ防止等に関する条例」が施行され、市町村や学校では同条例の趣旨を踏まえ、見直しはもちろんのことその指導体制の整備・強化が求められている。

今この時期に、「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会」の委員長を務めた大阪弁護士会弁護士の横山 巖氏の講演をとおして、大津市で起きた事件をもう一度想起し、学校の今を見つめ直す機会としたい。さらに、シンポジウムでは、本音で意見交換したり、知恵を出し合ったりして、子どもたちの明日を拓くための教育について共に考える場とすることをねらいとした。

##### (2) 講演会

講師の横山 巖氏は平成24年8月から25年1月31日までの間、「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者委員会」の委員長として調査にかかわり、平成25年3月末には、230ページにも及ぶ詳細な報告書をまとめた。その調査は、司法で用いられる厳密な事実認定の手法を取り入れ、結論を導き出している。そのことに説得力があり、今後の第三者委員会による調査のスタンダードになるべきとの高い評価を受けている。また、この報告書が平成25年7月17日に文科省が発表した「チーム学校」など、学校活動を担う外部人材を大幅に増員する方針を決める一つの要因になったといわれている。

横山氏は講演の中で、「いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こること。いじめが存在していることを否定し、その存在が隠されてしまうことこそ最も恐れるべきこと」と訴えた。また、「いじめは子どもの関係性の中で生じている。見えなくなっているいじめについては、生徒自身の力で解決していくことが極めて大事である」と述べた。

また、教師及び教師を目指す学生に対して次のように訴えた。「子どもたちは先生が好き。先生と話したがっている。教師は人の成長にかかわるすばらしい仕事であり、だれ

でもがなれるわけではない。単なる職業ではない。皆さんは選ばれた方々。未来の担い手である子どもとかかわれることに、誇りと自信を持って臨んでいただきたい」と訴えた。

さらに、「いじめ問題に真摯に向き合うことで、いろいろな課題が見えてくる。その課題に目を背けることなく、教師、学校自らが取り組むことで、学校は常に深化し続けると確信する。教師の皆さん、教師を目指している皆さんには、教師を目指したときの原点に立ち返り、子どもたちが好きだという思いを持って、子どもとかかわってほしい」と期待を述べた。

### (3) シンポジウム

シンポジウムでは、講師の横山氏のほか、条例について説明した主幹佐藤裕之氏、北海道高等学校長協会調査研究部人権教育委員会委員である足寄高校長西堀隆亮氏、元札幌白陵高校 PTA 会長であり教育心理相談士でもある鎌倉真智栄氏の 4 人が登壇した。鎌倉氏は筆者が担当する科目「教育相談」のゲストスピーカーとして毎年招いていることからお願いした。コーディネーターは、本学文学部長の石田晴男氏（前札幌市立新琴似北中 PTA 会長）が務めた。

議論の中で、西堀氏はこれまで勤務してきた多様な高校におけるいじめへの対応や新任校長として現任校で取り組んでいることなどを紹介した。また、いじめ防止条例ができたことで、学校が組織として取り組むことが一層重要になったことを強調した。

鎌倉氏は、PTA 会長として校長と力を合わせ、学校改革に取り組んだ経験から、学校と PTA そして地域社会との連携の重要性について話された。また、自身の子育ての中でいじめの体験があり、その際の学校の対応を思うと、「教師は少し構え過ぎの傾向が強いのではないか。先生方が生徒を見てちょっと変だと感じたときは、子どもの体や心が大きく変化しているので、それを正面から受け止めてほしい」など教師に期待した。

佐藤氏はいじめ問題について、事実関係を明確にしながら組織で対応することや子どもたちに自尊感情や自己有用感を育てる教育活動を充実してほしいことなどを各学校に要請した。

会場からも中学校教頭から、中学校の実態について説明があり、学校運営上からもミドルリーダーを育てることが課題になっていることが話された。

また、PTA 関係者からは、大津いじめ事件報告書の中には、PTA とのかかわりが表面に出てこない。このように、学校は密閉空間になりやすく、意識的に PTA 等外部との連携を図ることが必要である。さらに、学校のなかでの生徒の様子を一番把握しているのは養護教諭の場合が多いことから、養護教諭の学校の中での立ち位置が非常に重要になると思うなどの発言があった。

最後に横山氏は、今日のシンポジウムに参加して、改めて学校と保護者・地域社会との連携の重要性を認識したとまとめを述べたあと、本日配布した「大津市立中学校のいじめにかかる報告書全文をぜひ自分のこととして読み、何かを感じ取っていただきたい」と参加者に期待した。

## 5 「講演会・シンポジウム」の感想・意見（参加者アンケートから抜粋）

120 名の参加者のうち本学学生は 40 名程度で、これは教職履修学生の約 25% に当たる。将来教員を目指す学生たちであり、真剣に参加し全員が感想文を提出した。また、一般参加者のうち、市町村教育委員会職員や PTA 関係などで約 40 名、教諭をはじめ養護教諭

や副校長など小・中・高等学校関係者が40名ほどであった。

- 私は不登校や登校拒否する子どもはある意味幸せだと思う。私は中学校1年生の時、クラス内でいじめを経験してからそう思うようになった。「学校には行きたくない」と自分の意思表示ができる環境が整っているということは、裏を返せばバックアップが万全な状態であるからだ。私がいじめに遭っていたときに助けられたことは、決していじめを誰かに止めてもらったことではない。ただ一言「大丈夫か?」「最近元気か?」そんな何でもないような言葉がまるで自分を気にかけてくれているような気持ちになる。ただそっと寄り添ってくれるだけでいい。そんな人が周りに一人でもいてあげられるように、教員、友人、家族はいろんな視点から子どもを見ることが、これからの子どもたちが少しでも呼吸のしやすい、生きていきやすい、未来に希望を持つことができることにつながると思う。

(人間生活学科3年)

- 現在私は、「国のいじめ対策について」という題のもと、卒業論文を書いている。そもそも私がいじめについて興味を持ったのは、大津市のいじめ事件がきっかけだった。今回、その第三者委員会の横山委員長のお話を聞いたことは大変貴重な体験で感謝している。お話を聞いて、私は保育者を目指しているが、教師を目指す学生だけではなく、これから親となる私たちや社会人の方にも本当に勉強になる講演会だったと思います。(保育学科4年)

- この講演会に来る前に、大津いじめ事件の記事を見直していたのですが、読んでいなくても心が痛い事件でした。私も小学校の時にいじめられていたことがありました。担任は助けてくれなかったし、家族にも相談できませんでしたが、友達が助けてくれました。PTAの方の話、教師間の連携の話、コミュニケーション能力の話、条例の話、とても幅広い話が聞けて本当にためになりました。参加することができてよかったです。(日本語・日本文学科1年)

- 資料を見るだけで胸が痛み、涙が出そうになりました。やはり、担任の先生、周りの教職員、養護教諭たちの対応を見る限り、私にははれものに触るような態度で、深く関わろうとはしていないように感じました。もちろん担任の先生は責められたことでしょう。しかし、養護教諭の先生も体に傷を受けた生徒を見てなぜもっと深入りしなかったのでしょうか?私は対策というより、先生たちの心に疑問を持ちました。何とかしなければならぬ、放っておけないという「情」が日々の忙しさで麻痺してしまったのではないかと思いました。先生方の心のケア、指導・支援もこれから重要だと改めて思いました。

(日本語・日本文学科4年)

- 有事が起こった後のことばかり考えがちだが、そうではなく「予防」に考え方をシフトした方が、様々な対応が可能だと気付かされた講演会でした。本市の教員の方々にも聞いて頂きたかったです。「先生(保護者)の気づき」、大切なことだと思います。貴重な時間を過ごさせていただきありがとうございました。(市町村教育委員会)

- 今日は大変勉強になりました。その中でも改めて自分でも意を強くしたのは、教師は「使命」であるということです。自分自身、毎日出勤する朝に自分に言い聞かせていることですので、まさに「我が意を得たり」という気持ちでした。決して百点ではない自分ですが、使命感を強く持ち、自分自身の人間的成長も含め、また日々子どもたちとしっかり関わっていきたいと思います。(小学校)

- いじめについて「いつでも、どこでも、誰でも」が被害者、あるいは加害者になり

得る状況において、教員として第一にどのようにして行動をとっていきべきか考えさせられました。また、大津市立中学校の報告書を拝読させていただくと、被害生徒Aは何度もサインを出されているなかで、生徒を救うことができなかったこと、非常に胸が痛みました。このような痛ましい事件を繰り返すことをなくしていくためにも、教育現場や家庭において、子どもたちの成長にどう携わっていきべきかが、課題であると感じました。(中学校)

- 教師は仕事ではなく「使命」というのは、今現場で頑張っている先生方にぜひ知っておいていただきたいことです。学校がいじめや自殺の事実を隠したり、先生自身の不祥事があつたりして学校や教師への評価が社会的に低下していると思います。そのことが先生方の自尊心の低下、さらに心の病につながっていくのではないかと考えました。これからの日本を担う子どもたちの教育に携わることができるのは本当に素晴らしいことです。先生方が自信を回復し、向上していく社会になるとよいですね。本日はありがとうございました。(PTA)

## おわりに

科目「生徒指導」では、教師を目指す学生に対して筆者の体験談をよく話します。それもほとんどが失敗談である。教師によるいじめや教師の監督不行届と毎日の学級・ホームルーム経営は常に隣り合わせにあるという例では、私が担任をしていた中2女子生徒のMさん、高2男子生徒のN君の話をした。その生徒二人は、私のことを傍観者、同調者またはいじめの加担者とみていたかもしれないという話である。日常の勤務を通じて、教師が自ら気付くのか、同僚の教師がどう助言するのか、また生徒の声なき声をどのようにして丁寧に聴いていくのか。日々さまざまな方法で生徒と接していかなければならないことを学生たちに伝えたい。

次年度は、いじめ防止対策推進法以降の教職科目「生徒指導」として、シラバスを再構成したいと考えている。できれば、学生たちの手で、外部の方にもシンポジストに入ってもらい、授業時間内で90分一本勝負の「シンポジウム」やってみたい。人選も流れも企画は学生たちに考えさせたいと思う。きっとすばらしいシンポジウムができると思う。

## [参考文献]

### 『学校の今を見つめる

～大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会報告書を読み解く～』

月刊生徒指導 2014年3月号、学事出版株式会社 2014.3

### 『大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会の調査報告書について』

<http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1169/g/iinkai/1388648323978.html>

### 『大津中2いじめ自殺 学校はなぜ目を背けたのか』共同通信大阪社会部、

PHP新書 2014.4

### 「いじめと向き合う～意識改革～ 藤女子大主催講演会・シンポジウム」

日本教育新聞北海道版、日本教育新聞社 2014.9.15

### 『教室のいじめとたたかう 大津いじめ事件・女性市長の改革』 越 直美、

ワニブックス PLUS 新書 2014.10

### 『生徒指導学研究』 日本生徒指導学会機関誌第13号 日本生徒指導学会、

